明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（十五）　施行地区内に宅地（指定宅地を除く。）若しくはその借地権又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を有する者で、当該権利に対応して、防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利を与えられることとなるもの及び施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物の借家権者で、当該借家権に対応して、防災施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものに関する事項

権利者							権利変換期日前の権利の状況																			権利変換期日後の権利の状況									
防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利を与えられることとなる者		防災施設建築物の一部について賃借権を与えられることとなる者		防災施設建築物の一部について配偶者居住権を与えられることとなる者			防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利を与えられることとなる者の宅地（指定宅地を除く。）、借地権若しくは建築物又は防災施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者の借家権の目的となっている施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物											宅地、借地権又は建築物の価額				宅地、借地権又は建築物についての担保権等の登記に係る権利				防災施設建築敷地に関する権利		防災施設建築物に関する権利		権利の価額の概算額		防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利の上に有することとなる担保権等の登記に係る権利			
							宅地			借地権		建築物												権利を有する者										権利を有する者	
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	氏名	住所	配偶者居住権の存続期間	所在及び地番	地目	地積	借地権の目的となっている宅地の所在及び地番	借地権の目的となっている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	備考	宅地の価額	借地権の価額	建築物の価額	計	権利の種類	権利の内容	氏名又は名称	住所	権利の種類	権利の内容	権利の種類	権利の内容	防災施設建築敷地に関する権利の価額の概算額	防災施設建築物に関する権利の価額の概算額	権利の種類	権利の内容	氏名又は名称	住所

（十六）　施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利又は防災施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに関する事項

防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利又は借家権を与えられない者		防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利又は借家権を与えられない者が失う宅地（指定宅地を除く。）若しくは建築物又は権利																						失われる宅地（指定宅地を除く。）若しくは建築物又は権利の価額					
		宅地			建築物					権利																			
										借地権		借家権										その他の権利				権利の価額			
												賃借権の目的となっている建築物					配偶者居住権の目的となっている建築物												
氏名又は名称	住所	所在及び地番	地目	地積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	借地権の目的となっている宅地の所在及び地番	借地権の目的となっている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	権利の種類	権利の内容	宅地の価額	建築物の価額	借地権の価額	借家権の価額	その他の権利の価額	計

1　法第226条第１項の補償金（利息相当額を含む。）の支払期日及び支払方法

（十七）～（二十九）　（略）

備考　（略）

（十五）　施行地区内に宅地（指定宅地を除く。）若しくはその借地権又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を有する者で、当該権利に対応して、防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利を与えられることとなるもの及び施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物の借家権者で、当該借家権に対応して、防災施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものに関する事項

権利者				権利変換期日前の権利の状況																			権利変換期日後の権利の状況									
防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利を与えられることとなる者		防災施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者		防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利を与えられることとなる者の宅地（指定宅地を除く。）、借地権若しくは建築物又は防災施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者の借家権の目的となっている施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物											宅地、借地権又は建築物の価額				宅地、借地権又は建築物についての担保権等の登記に係る権利				防災施設建築敷地に関する権利		防災施設建築物に関する権利		権利の価額の概算額		防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利の上に有することとなる担保権等の登記に係る権利			
				宅地			借地権		建築物												権利を有する者										権利を有する者	
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	所在及び地番	地目	地積	借地権の目的となっている宅地の所在及び地番	借地権の目的となっている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	備考	宅地の価額	借地権の価額	建築物の価額	計	権利の種類	権利の内容	氏名又は名称	住所	権利の種類	権利の内容	権利の種類	権利の内容	防災施設建築敷地に関する権利の価額の概算額	防災施設建築物に関する権利の価額の概算額	権利の種類	権利の内容	氏名又は名称	住所

（十六）　施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利又は防災施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに関する事項

防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利又は借家権を与えられない者		防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利又は借家権を与えられない者が失う宅地（指定宅地を除く。）若しくは建築物又は権利																	失われる宅地（指定宅地を除く。）若しくは建築物又は権利の価額					
		宅地			建築物					権利														
										借地権		借家権					その他の権利				権利の価額			
												借家権の目的となっている建築物												
氏名又は名称	住所	所在及び地番	地目	地積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	借地権の目的となっている宅地の所在及び地番	借地権の目的となっている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	権利の種類	権利の内容	宅地の価額	建築物の価額	借地権の価額	借家権の価額	その他の権利の価額	計

1　法第226条第１項の補償金（利息相当額を含む。）の支払期日及び支払方法

（十七）～（二十九）　（略）

備考　（略）